

交際費対策



1

目的

- (1) 節税
- (2) 交際費を有効に使って会社の利益増加を図る

2

対策の概要

- (1) 交際費に係わる経費の助言
交際費と他の経費科目を峻別する
- (2) 効果的な交際費の使い方の提案

3

要点及び留意事項

○資本金1億円以下の中小法人の場合

現行制度では、中小法人(資本金が1億円以下の法人)が適用できる措置には以下の2種類がある。

- ① 定額控除限度額まで、交際費を全額損金計上する。
- ② 上限なく、交際費(飲食費)の半額を損金計上する。

1つ目を選んだ場合には、『最大で800万円(平成30年3月時点)』まで損金として計上することができる。また、2つ目を選んだ場合には、接待飲食費が発生するごとに、その半額を損金として計上できるという内容になっている。

つまり、「接待飲食費が1,600万円を下回る」場合は1つ目の措置を適用したほうが有利になり、「1,600万円を超える」場合には2つ目を選択したほうが有利になると言える。

- (1) 会議費に計上できる範囲と方法を熟知すること
- (2) 旅費交通費等他の科目で処理しても交際費に含めなければ
ならない場合があることを知ること